

覚 書(案)

委託者 なんさん通り商店会(以下「甲」という。)と受託者 有限会社ハートビートプラン(以下「乙」という。)は、令和6年4月1日に締結した難波千日前日本橋まちづくり協議会事業推進業務2024契約書(以下「原契約書」という。)について、以下の通り変更することを合意する。

(委託期間の変更)

第1条 原契約書第2条の委託期間について、以下の通り変更する。

1. (変更前)

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

2. (変更後)

第2条 業務の委託期間は、2期に分割し、期間は以下の通りとする。

第1期 契約締結日から令和7年3月31日

第2期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(成果報告書の変更)

第2条 原契約書第5条の成果報告書について、以下の通り変更する。

1. (変更前)

第5条 乙は、業務を終了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書(以下「成果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2. (変更後)

第5条 乙は、第1期終了時日までに、第1期の業務の成果に関する報告書(以下「第1期成果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第2期終了時日までに、第2期の業務の成果に関する報告書(以下「第2期成果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査の変更)

第3条 原契約書第6条1項の検査について、以下の通り変更する。

1. (変更前)

第6条 甲は、成果報告書を受領したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

2. (変更後)

第6条 甲は、第1期成果報告書及び第2期成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

(委託料の支払いの変更)

第4条 原契約書7条における委託料の支払いについて、以下の通り変更する。

1. (変更前)

第7条 第1項および第2項の規定に基づき、業務の成果が検査に合格した後、乙が提出した支払請求書に基づき、甲は委託料を一括で支払うものとする。

2. (変更後)

第7条(委託料の支払)

第7条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、第1期支払分および第2期支払分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、以下の支払スケジュールに基づき、各支払請求書の受理日から45日以内に委託料を支払うものとする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

第1期支払: 金600,000円(うち消費税及び地方消費税相当額金54,545円)

第2期支払: 金1,900,000円(うち消費税及び地方消費税相当額金172,727円)

(原契約書の適用)

第5条 この覚書に定めのない事項については、原契約書の通りとする。

(効力発生日)

第6条 この契約の効力は令和7年2月14日より発生する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙両者が記名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

令和7年2月14日

委託者 大阪府中央区難波千日前5-19河原センタービル2F
なんさん通り商店会
会長 木村 次郎

受託者 大阪府北区天神橋1-14-7池田ビル2F
有限会社ハートビートプラン
代表取締役 泉 英明